

少年法は必要か

友田朝陽

- 1.はじめに
- 2.少年犯罪の現状と傾向
- 3.少年法の利点
- 4.凶悪な少年事件における意見
- 5.まとめ

1.はじめに

私がこのテーマに興味を持ったきっかけは、凶悪な少年事件において、少年法の必要性について問われているからである。世間を騒がせた少年による凶悪犯罪において、インターネット上では「少年法を見直して死刑にすべきだ」「このような悪質な殺害方法は少年法で守られるべきではない」といった否定的な意見が散見される。その一方で、「少年法により、多くの非行少年に更生の機会があることは非常に重要」といった肯定的な意見もある。

少年法第1条では「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と規定されている。この条文を理解しているか理解していないかによって、意見は大きく異なると思う。私も少年法の理念を知るまでは、「凶悪事件を犯した少年であっても、少年法によって守られている」という考えを持っていた。少年法の必要性については、このように二極化した意見があるため、私は少年法が本当に必要なのか、検討していきたい。

2.少年犯罪の現状と傾向

少年法の必要性を検討する上で、現在の少年犯罪の現状と傾向について考えていく。まず少年法が成立された背景には、19世紀後半から、様々な社会的悪環境のもとで犯罪非行に陥ってしまう危機にある少年を特別に保護する法制度を作ることが世界的な動向として現れた。昔は家が貧しく、お金に困って万引きするなど理由があることが多く、最近の少年犯罪の特徴とは違うと考えられる。

警視庁のサイトでは「刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成22年以降、減少傾向で推移していたところ、令和4年から増加傾向に転じ、令和5年6月末の時点では、ひたたくり

等の街頭犯罪についても増加傾向にあります。オレオレ詐欺等の特殊詐欺については、令和5年6月末の時点で検挙・補導された少年は49人で、前年同期比26人減少し、少年が占める割合も13.7パーセントと減少してはいるものの、闇バイトへの少年の関与が大きな社会問題となっています。¹⁾と記されており、街頭犯罪やSNS絡みの犯行が増えていることが分かる。最近の少年犯罪の特徴は、犯罪そのものを楽しむ「遊び型非行」だと考えられる。

3.少年法の利点

少年法の必要性について考えるため、利点を挙げてみる。利点は、保護処分が定められており、更生する環境がしっかり整えられていることだ。保護処分には保護観察、児童自立支援施設または児童養護施設送致、少年院送致の3種類がある。特に少年院は、矯正教育やその他の必要な処遇を行う機関である。強制的に少年を少年院に収容し、少年の自由を制限するものであり、保護処分の中でも最も強力な処分である。少年院では、規律ある生活を送り、矯正教育を受け、ルールに従うことの大切さを学ぶことを強いられる。また少年院では、矯正教育として、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導などの矯正教育が行われている。少年院では、毎日の日課が定められており、起床、睡眠、食事の時間等、教育や余暇にあてる時間が設定されている。自由に外出することができず、常に職員の指導や監督を受けるため、矯正教育や社会復帰支援には理想的な環境と言える。

少年法第61条の存在も利点である。少年法第61条は「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と規定されている。もし実名報道をされてしまうと、退学・解雇になる恐れ、インターネット上に記事が残る恐れ、身の回りで噂になる、再就職が厳しいなど、少年が社会復帰したとしても、生きづらい世の中になり、更生がうまくできなくなると思う。可塑性のある少年たちは、少年法が存在することで、しっかりと更生し、社会復帰できることが利点であると考えられる。

4.凶悪な少年事件における意見

¹⁾ 警視庁ホームページ

[〈https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/kodomo/shonenhanzai.html〉](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/kodomo/shonenhanzai.html)

少年法の必要性について、凶悪な少年事件における実際の肯定的な意見と否定的な意見を取り上げ、どういったものか検討していく。

凶悪な少年事件の事例として、「神戸連続児童殺傷事件」を取り上げる。神戸連続児童殺傷事件は、1997年2月から5月にかけて神戸市須磨区で起き、中学3年生の少年が児童5人を襲い、うち2人が死亡した少年事件である。少年が酒鬼薔薇聖斗を名乗ってマスコミに犯行声明文を送りつけたことから、「酒鬼薔薇事件」「酒鬼薔薇聖斗事件」とも呼ばれる。この事件をきっかけに少年法が厳罰化し、刑事罰の対象年齢が「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げられた。

この事件における世論について調べると、犯人が少年法に守られていることに関して、「許せない、納得できない」といった意見が7割を占めた。その一方で、「仕方ない」といった意見も多く、「そうになっているなら仕方ない。「仮に少年法が改正されても、酒鬼薔薇には適用されない。」「ここまで放置してきてしまったのだから、もう遅い。」「おかしいとは思うけど、法治国家とはこういうものでは?」「酒鬼薔薇だけ特例にしたら、秩序がなくなる²⁾」などと意見が述べられている。

この凶悪な少年事件について、否定的な意見が多いのは、少年法第51条の存在だと言える。少年法第51条は「罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無期徒刑を科する。罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、無期徒刑をもつて処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、10年以上20年以下において言い渡す。」と規定されている。凶悪な少年事件を犯した場合でも、成年よりも軽い刑罰が科されるのが一般的である。第51条により、凶悪事件を犯しても死刑や無期徒刑を宣告されずに釈放される人もいるため、少年法を廃止すべきだと考える人がいると思う。

この事から世間の反応として、第51条に注目すると、少年法に対して否定的な意見が多いことは理解できる。

5.まとめ

世間の声では、少年法について否定的な声が多いと感じた。そこで私は、少年法について知る機会を増やすべきだと考える。少年法の理念を完全に理解しないまま、意見を出す人も多いと思う。私の周りにおいても、少年法を詳しく分かっていない人が多く、少年法は罪が

²⁾ 神戸連続児童殺傷事件

[〈https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E7%A5%9E%E6%88%B8%E9%80%A3%E7%B6%9A%E5%85%90%E7%AB%A5%E6%AE%BA%E5%82%B7%E4%BA%8B%E4%BB%B6〉](https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E7%A5%9E%E6%88%B8%E9%80%A3%E7%B6%9A%E5%85%90%E7%AB%A5%E6%AE%BA%E5%82%B7%E4%BA%8B%E4%BB%B6)

軽くなる、甘いという間違った認識になると思った。

まず非行少年は環境に強く影響すると考えられる。大人が罪を犯す場合も、環境の影響を強く受けることも多いが、自立して生活する能力があれば、そのような環境で暮らし続けても自己責任として扱われることが多い。一方、少年には自立した生活の基盤がない。そのため、犯罪行為に近い環境で生活している場合、自力で抜け出すことは非常に困難であり、これは人によって異なるため、問題を特定するのは容易ではない。少年事件は、成人と同じ刑事事件で扱おうとした場合、刑事裁判の有罪か無罪かによって、被告人の犯した罪に対する責任の程度を判断する手続きであるため、その背景を詳しく調査して確認する手続きはない。だからこそ、家庭裁判所における調査官による調査など、犯罪の背景を徹底的に解明することが必要であり、少年の処遇が緩和されるだけではないと言える。また、少年は人格形成の途上にあるため、矯正教育が大人に比べて効果的でもある。

私は非行少年の更生のために、少年法が必要であると考え。少年の未熟さからくる犯罪には、将来の可能性を考えられる。しかし、凶悪な少年事件の場合は、被害者家族や社会的影響、罪の重さが大いに違うため、非行少年の支援について改めて考えるべきだと思う。